

「未病いやしの里の駅」登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 県西地域（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町の2市8町のことをいう。以下同じ。）を訪れる人が、気軽に立ち寄れる観光施設等で「未病を改善する」取組みに関する情報を入手したり、「未病を改善する」取組みを体験できるよう、「未病」に関する情報発信や普及啓発に協力する観光施設等を「未病いやしの里の駅」（以下「駅」という。）として登録する。

なお、本制度は、「未病を改善する」取組みに協力する県西地域の施設を県において登録するもので、県が施設、企業等に対し一定の評価を与え、保証又は推奨するものではない。

(「駅」の種類及び対象施設)

第2条 「駅」の種類及び対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 「駅」の種類は、次の6種類とし、1つの施設につき複数種類の「駅」への登録が可能なものとする。
- (2) 対象施設は、次のとおり、県西地域における食、運動、森林、温泉、芸術に関する観光施設等で、「未病を改善する」取組みに関して、県へ協力できる施設とする。

「駅」の種類	対象施設
食の駅	・農林水産物の直売所など、地域産の農林水産物提供施設 ・別途定める要領に基づき、「未病いやしの里 里の宿・レストラン」として認定された施設
運動の駅	公園やスポーツ施設など、運動の普及促進施設
森の駅	森林公園や森林アスレチックなど、森林を活用したサービス提供施設
湯の駅	立ち寄り温泉施設
集いの駅	ショッピングセンターなど、一定の集客規模があり、気軽に未病チェックなどができる施設
芸術の駅	美術館など、芸術作品を展示する施設

※原則として、車による利用が可能な施設とする。

(県への協力内容)

第3条 県への協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 「未病」に関する情報発信・普及（施設におけるパネル展示、パンフレット等の配架、ホームページ、SNSへの掲載等）

ただし、「未病いやしの里 里の宿・レストラン」として認定された施設については、当該情報発信・普及の方法を県（政策局自治振興部地域政策課）と協議するものとする。

- (2) 「未病を改善する」取組みに関する普及イベントやキャンペーン等への可能な範囲内での協力
 - (3) 「集いの駅」については、第1号及び第2号に掲げる内容に加え、「未病いやしの里」づくりのPRのためのスペースの無償提供や、当該スペースにおける公衆無線LAN（無料Wi-Fi）の整備など利用者の利便供与
- 2 前項に定める情報発信・普及に必要なPR媒体等については、原則として県が提供する。

(登録申込みの方法)

第4条 登録申込みは、次のとおりとする。

(1) 申込書類

様式「未病いやしの里の駅」登録申込書を知事に提出すること

(2) 申込方法

原則、郵送、ファクシミリ、Eメールにより提出すること
なお、やむを得ない事情の場合には持参でも可とする

(3) 申込期間、提出先

ア 申込期間

随時、申込可能とする。

イ 申込書の提出先

〒250-0042 小田原市荻窪350-1 (小田原合同庁舎3階)

神奈川県県西地域県政総合センター企画調整部企画調整課 宛

ファクシミリ：0465(32)8111

Eメール：kenseiac.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp

(申込者)

第5条 「駅」の申込みを行うことができるものは、対象となる施設を運営又は所有し、次の各号のいずれにも該当しない法人、団体又は個人とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていること

(2) 神奈川県から神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札の参加に関して指名停止を受けていること

(3) 神奈川県指名停止等措置要領に定める措置要件に該当し、同要領に定める指名停止の期間内であること

(4) その他「駅」としてふさわしくないと知事が認めること

(登録・周知)

第6条 知事は、協力内容等を確認し、承認、登録する旨を施設に通知するとともに、県ホームページやリーフレット等に掲載し、県西地域を訪れる人や県民に周知するものとする。

(登録の取消し・周知の停止)

第7条 知事は、施設が第2条に掲げる対象施設でなくなった場合には、当該施設の登録の取消または周知の停止をすることができる。

2 知事は、施設を運営又は所有するものが第5条各号に該当することとなった場合には、当該施設の登録の取消または周知の停止をすることができる。なお、停止の期限については、当該停止の原因となった事由が解消されたことが確認されるまでとする。

附 則

この要領は、平成26年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。

「未病いやしの里の駅」登録申込書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
法人・団体名等
代表者

「未病いやしの里の駅」へ、次のとおり登録を申し込みます。

施設名（店名）						
所在地						
営業時間・定休日	営業時間 : ~ :			定休日 曜日		
駐車場の規模	大型車 台			普通車 台		
施設（現地） における担当者	部署・職					
	氏名					
	電 話					
	メールアドレス					
本店等における 担当者	部署・職					
	氏名					
	電 話					
	メールアドレス					
参加する「駅」 ※複数選択可	食の駅	運動の駅	森の駅	湯の駅	集いの駅	芸術の駅
県への協力内容	<input type="checkbox"/> パネル展示		<input type="checkbox"/> パンフレット等の配架			
	<input type="checkbox"/> 貴社（貴施設）ホームページ等の掲載		貴社（貴施設）ホームページ URL			
県ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 同意します		<input type="checkbox"/> 同意しません			
県SNSへの掲載	<input type="checkbox"/> SNSによる貴社（貴施設）情報の発信について県より説明を受けました					
【施設における「未病を改善する」取り組み内容】						

※パネル展示想定場所が分かる資料（写真など）を添付してください。

〒250-0042 小田原市荻窪 350-1(小田原合同庁舎3階)
神奈川県県西地域県政総合センター企画調整部企画調整課
ファクシミリ:0465(32)8111
Eメール:kenseiac.kikaku@pref.kanagawa.lg.jp

記載例

「未病いやしの里の駅」登録申込書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地 ○○市○○123-45

法人・団体名等 株式会社○○○

代表者 代表取締役 ○○ ○○

「未病いやしの里の駅」へ、次のとおり登録を申し込みます。

施設名(店名)	(県ホームページやパンフレットに掲載する施設名(店名)を記載してください)					
所在地	(県ホームページやパンフレットに掲載する施設(店舗)の所在地を記載してください)					
営業時間・定休日	営業時間 10:00 ~ 21:00			定休日 木曜日		
駐車場の規模	大型車 2台			普通車 30台		
施設(現地) における担当者	部署・職					
	氏名	普段のご連絡やご相談は、施設(現地)のご担当者とさせていただきます。				
	電話番号	その際の窓口となる連絡先を記載してください				
	メールアドレス					
本店等における 担当者	部署・職					
	氏名	企業におかれては、店舗(現地)以外に本店等へのご連絡が必要な場合、連絡先を記載してください				
	電話番号	市町立施設におかれては、指定管理者制度導入施設等の所管課の連絡先を記載してください				
	メールアドレス					
参加する「駅」 ※複数選択可	食の駅	運動の駅	森の駅	湯の駅	集いの駅	芸術の駅
県への協力内容	<input type="checkbox"/> パネル展示			<input type="checkbox"/> パンフレット等の配架		
	<input type="checkbox"/> 貴社(貴施設)ホームページ等の掲載			貴社(貴施設)ホームページURL		
県ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 同意します			<input type="checkbox"/> 同意しません		
県SNSへの掲載	<input type="checkbox"/> SNSによる貴社(貴施設)情報の発信について県より説明を受けました					
【施設における「未病を改善する」取り組み内容】	(例) 手作りにこだわった無添加かまぼこを使った料理の提供					

※※パネル展示想定場所が分かる資料(写真など)を添付してください。